

平成 23 年 5 月 6 日

原子力安全・保安院

津波に対する原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する保安規定変更の認可について

平成 23 年 3 月 30 日、原子力安全・保安院は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故を踏まえ、津波に対する保全活動のための体制を整備するために省令改正したことにより、原子炉設置者から保安規定変更認可申請が提出されました。

5 月 6 日に原子力安全・保安院は、申請内容について、保安規定審査内規に基づき、緊急安全対策の実施状況報告書及び現地立入検査等を踏まえ、保安規定及び保安規定に関連付けられた社内規程（手順書等）を厳格に審査した結果、災害の防止上十分でないとは認められないため、保安規定を認可しました。

1. 経緯

平成 23 年 3 月 30 日、原子力安全・保安院は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故を踏まえ、他の発電所において緊急安全対策の実施及びこれらの緊急安全対策の実施状況を報告することを指示するとともに、緊急安全対策の実効性を担保するために省令改正を行いました。

（3 月 30 日お知らせ済み）

（申請日）

4 月 4 日（月）：関西電力（高浜、美浜、大飯）、九州電力（玄海、川内）

4 月 6 日（水）：中部電力（浜岡）、日本原子力研究開発機構（もんじゅ）

4 月 8 日（金）：北海道電力（泊）、東北電力（女川、東通）、東京電力（柏崎刈羽）、

北陸電力（志賀）、中国電力（島根）、四国電力（伊方）、

日本原子力発電（東海第二、敦賀）、日本原子力研究開発機構（ふげん）

4 月 28 日（金）：東京電力（福島第二）

2. 申請内容

省令改正を踏まえ、交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済み燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する項目として、以下の内容を保安規定に追記しています。

- ① 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画の策定
- ② 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置及びその要員に対する訓練、並びに必要な資機材の配備
- ③ 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る定期的な評価及び評価結果に基づいた措置

3. 審査内容

保安規定及び保安規定に関連付けた社内規程（手順書等）について、保安規定審査内規に基づき審査を実施しました。

4. 審査結果

電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、要員の配置、要員に対する訓練及び必要な資機材の備え付けなどの措置について、保安規定に規定されるとともに、保安規定に関連する社内規程等の見直しや新規制定が適切に行われていることを確認しました。

このため、変更申請のあった原子炉施設については、5月6日付けで保安規定の認可を行いました。なお、東北電力（女川）及び東京電力（福島第二）については、今後、緊急安全対策の実施報告に関する報告を受けて、審査を行うこととします。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 山本 哲也

担当者：原山、米山、野口、上野、須藤

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

放射性廃棄物規制課 中津 健之

担当者：島根、堀口

電話：03-3501-1511（内線）4901）

03-3501-1948（直通）